



遠隔手話通訳サービスの開始について

令和3年11月25日
保健福祉部 障がい福祉課

「遠隔手話通訳サービス」を開始します！

～手話通訳者が現地にいなくても通訳ができる遠隔手話通訳サービスを開始します～

聴覚障がい者の意思疎通支援の更なる充実のため、ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを導入することにより、新型コロナウイルス感染症の状況下において医療機関に手話通訳者が同行できない場合等において、遠隔による手話通訳が可能となります。

また、聴覚障がい者が地区市民センターなどの地域行政機関窓口において行政手続きを行う際など、手話通訳が必要となる場合においても、遠隔による手話通訳が可能となります。

○ 事業概要【別添の利用イメージ参照】

ICTの活用により、手話通訳者が同行できない場合等においても、迅速かつ円滑な意思疎通を可能とする環境を整備するため、以下のサービスを開始します。

(1) 内容

ア 遠隔手話通訳サービス（一般市民用）【県内初】

急な発熱や新型コロナウイルス感染症の疑い等による診察や災害時の避難所における生活など手話通訳者が同行できない場合等において、利用者個人のスマートフォンやタブレット等を活用して、遠隔での手話通訳が可能となります。

イ 遠隔手話通訳サービス（行政機関窓口用）

地域行政機関等（※）での各種申請等の手続きの際に、手話通訳が必要となる場合において、地域行政機関等のタブレット端末を活用して、遠隔での手話通訳が可能となります。

※ 地区市民センター、出張所、市民活動センター、コミュニティプラザ
保健所、子ども発達センター（計26か所）

(2) 対象者

市内在住の聴覚障がい者

(3) 対応時間

平日の午前8時30分～午後5時15分まで

(4) 開始時期

令和3年12月3日（障がい者週間の初日）

<問い合わせ先> 保健福祉部障がい福祉課 課長 佐々木 洋友(028-632-2351)